

よくある質問の一覧

学級概要等について

- 1 自閉症・情緒障害特別支援学級(以下「情緒固定」という。)はどのような学級ですか？
- 2 特別支援教室「まなびの教室」との違いは何ですか？
- 3 いつ、どこに設置されますか？
- 4 教室環境はどのようなイメージですか？

入級基準等について

- 5 どのような児童・生徒が対象になりますか？
- 6 「知的発達遅れがなく」とは具体的な基準はありますか？
- 7 学習障害(LD)や注意欠陥多動性障害(ADHD)の子どもは対象になりますか？
- 8 就学予定者(新小学校1年生)は対象になりますか？
- 9 多動や他害行為がある場合は対象になりますか？
- 10 不登校の場合は対象になりますか？

就学相談について

- 11 入級を希望する場合の流れは？
- 12 心理検査の様式はありますか？有効期間はありますか？
- 13 医師の診断書の様式はありますか？有効期間はありますか？
- 14 どのように入級の判定を行いますか？
- 15 入級時期はいつですか？年度途中の入級はできますか？
- 16 入級できなかった場合はどうなりますか？
- 17 入級後に通常の学級に戻る(転学)はできますか？
- 18 退級(通常の学級への転学)後に特別支援教室「まなびの教室」を利用できますか？
- 19 新宿区以外で自閉症・情緒障害特別支援学級に通っていた児童・生徒が転入した場合は入級できますか？

学習及び指導内容等について

- 20 どのような学習を行いますか？特別な学習がありますか？
- 21 自立活動とは？
- 22 交流及び共同学習はどのように行いますか？
- 23 異なる学年が在籍することで授業内容はどのように進みますか？
- 24 行事や校外学習などはありますか？
- 25 クラブ活動や委員会活動には、どのように参加しますか？
- 26 評価はどのように行われますか？
- 27 卒業後の進路はどのようになりますか？
- 28 教職員は何人配置されますか？

通学等について

- 29 現在の在籍校から通うことはできますか？
- 30 登下校時の送迎は必要ですか？
- 31 一人で通学できるようになった場合も送迎は必要ですか？
- 32 通学にかかる交通費の補助はありますか？

その他

- 33 保護者向けの説明会はありますか？

自閉症・情緒障害特別支援学級にかかるQ&A

学級概要等について

| | |
|---|---|
| 1 | 自閉症・情緒障害特別支援学級(以下「情緒固定級」という。)はどういう学級ですか？ |
| | <p>知的発達に遅れがなく、自閉症やそれに類するものや選択性かん黙等があり、通常の学級での指導では十分な成果を上げることが難しい児童・生徒のために、少人数(1学級あたり8名以内)で指導する学級です。また、多動や他害のある児童・生徒のための学級ではなく、落ち着いた環境が必要な児童・生徒のための学級です。</p> <p>1学級8名以内の小集団のなかで、情緒の安定やコミュニケーション能力の育成を目指します。学年相応の教科学習を行いながら、個々の特性や状態に応じた集団適応や対人関係の安定を図り、社会参加に向けた資質を養うため自立活動の指導を実施します。</p> |
| 2 | 特別支援教室「まなびの教室」との違いは何ですか？ |
| | <p>特別支援教室「まなびの教室」では、通常の学級に在籍し、在籍校の教室で、週1～2回程度、発達障害等(診断の有無にかかわらず、疑いや傾向を含む)による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を受けます。</p> <p>情緒固定級では、特別支援学級(固定学級)に在籍し、日常的に1学級8名以内の小集団で指導を受けます。なお、情緒固定級では特別支援学級(固定学級)に在籍することになるため、現在の在籍校から設置校への転学が必要です。</p> |
| 3 | いつ、どこに設置されますか？ |
| | <p>令和9年4月に区立天神小学校(新宿6-14-2)と区立新宿中学校(新宿6-15-22)に設置します。</p> <p>令和10年4月には区立鶴巻小学校(早稲田鶴巻町140)に設置予定です。</p> |
| 4 | 教室環境はどのようなイメージですか？ |
| | <p>既存校舎を改修し、教室内に可動式間仕切り等を設置して、特別支援学級の教室、クールダウンスペース等を整備します。また、パーテーションやホワイトボード等の備品を購入し、発達の特性のある児童・生徒が見通しをもって円滑に活動できる環境を整えたいと考えています。</p> |

入級基準等について

| | |
|----|---|
| 5 | どのような児童・生徒が対象になりますか？ |
| | <p>知的発達に遅れがなく、1または2に該当(文部科学省の通知に基づく)する児童・生徒が対象です。 1 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも の。 2 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度 のもの。</p> <p>* 主たる障害が自閉症や情緒障害(選択性かん黙等)であること(医師の診断書が必要)。 * 主たる障害が注意欠陥多動性障害(ADHD)と学習障害(LD)は特別支援教室「まなびの教室」の 指導対象です。 * 「多動」や「他害」と見なされる行動がある場合は特別支援教室「まなびの教室」の指導対象です。 自閉症・情緒障害特別支援学級は「多動」や「他害」のある児童・生徒のための学級ではなく、静かで落 ち着いた環境が必要な児童・生徒のための学級です。</p> |
| 6 | 「知的発達の遅れがなく」とは具体的な基準はありますか？ |
| | 心理検査の結果だけで判断するのではなく、医師の診断や園や学校での様子等を確認したうえで判 断します。 |
| 7 | 学習障害(LD)や注意欠陥多動性障害(ADHD)の子どもは対象になりますか？ |
| | <p>主たる障害が学習障害(LD)や注意欠陥多動性障害(ADHD)の場合は、特別支援教室「まなびの教 室」で指導を行うため対象になりません。</p> <p>情緒固定級は、自閉症及び情緒障害のための特別支援学級です(文部科学省通知に基づく)。そのた め、入級にあたっては、医師の診断書をご提出いただき、主たる障害が自閉症や情緒障害(選択性か ん黙等)であることを確認します。</p> |
| 8 | 就学予定者(新小学校1年生)は対象になりますか？ |
| | 対象になります。9月30日までに就学相談にお申し込みください。 |
| 9 | 多動や他害行為がある場合は対象になりますか？ |
| | 「多動」や「他害」と見なされる行動がある場合は特別支援教室「まなびの教室」の指導対象のため、対 象になりません。情緒固定級は、落ち着いた環境が必要な自閉症や情緒障害のあるお子さんのため の学級です。 |
| 10 | 不登校の場合は対象になりますか？ |
| | 自閉症又は選択性かん黙等による困難さが不登校の主たる要因の場合は対象になります。 ただし、登校実績が全くない等の理由により、在籍校での学習・生活状況を把握できないことや、相 談員による行動観察が行えない場合には、入級適否の判断ができないことから対象になりません。 |

就学相談について

| | |
|----|---|
| 11 | 入級を希望する場合の流れは？ |
| | <p>令和9年4月に区立小学校へ入学予定の方で情緒固定級への入級を希望する場合は、令和8年4月1日(木)から9月30日(水)までに「就学相談」にお申し込みください。</p> <p>現在区立小中学校にお子さんが在籍していて情緒固定級への入級・転学を希望する場合は、令和8年4月1日(木)から9月30日(水)までに在籍校にご相談のうえ、「就学相談」にお申し込みください。教育委員会から在籍園・校に情報提供を依頼します。</p> |
| | <p>【「就学相談」の流れ】</p> <p>①申込(電子申請) ※自閉症・情緒障害特別支援学級への入級を希望する場合は保護者向け説明会(No.33参照)に参加をお願いします。また、申し込む前に区ホームページに掲載している資料を必ずご確認ください。</p> <p>↓</p> <p>②保護者との面接</p> <p>↓</p> <p>③お子さんの心理検査(WISC-V)</p> <p>↓</p> <p>④在籍園・校からの情報提供</p> <p>↓</p> <p>⑤相談員による在籍園・校での行動観察</p> <p>↓</p> <p>⑥合同観察会 ※⑥の前に医師の診断書をご提出いただきます。</p> <p>↓</p> <p>⑦就学支援委員会</p> <p>↓</p> <p>⑧就学先の決定</p> |
| 12 | 心理検査の様式はありますか？有効期間はありますか？ |
| | <p>就学相談の中で心理検査を受けることができます。他の医療機関や検査機関で心理検査を受けている場合には、原則2年以内(令和8年度の就学相談に申し込む場合は令和6年4月1日以降)の心理検査(WISC-V)の結果報告書をご提出ください。</p> |
| 13 | 医師の診断書の様式はありますか？有効期間はありますか？ |
| | <p>医師の診断書は、所定の様式はありますが、児童・生徒名、診断名(主たる障害が自閉症や情緒障害(選択性かん黙等)であること)、知的障害の有無、病状や治療、作成年月日、病院名、診療科目名、主治医名、服薬がある場合は服薬内容について確認できれば様式は問いません。原則1年以内(令和8年度の就学相談に申し込む場合は令和7年4月1日以降)の診断書をご提出ください。</p> |
| 14 | どのように入級の判定を行いますか？ |
| | <p>入級の判定については、保護者との面接、心理検査(WISC-V)、在籍園・校及び保護者からの提出書類、行動観察、医師の診断書、合同観察会等に基づき学識経験者、心理士、教育関係者等で構成される「就学支援委員会」において、総合的に入級の審議を行います。</p> <p>審議の結果、入級対象外となる場合もありますのでご了承ください。</p> |

| | |
|----|---|
| 15 | 入級時期はいつですか？年度途中の入級はできますか？ |
| | 申込の翌年度4月1日です。原則、年度途中の入級はできません。 |
| 16 | 入級できなかった場合はどうなりますか？ |
| | 審議の結果、他の支援が適当とされる場合もあります。その場合は、在籍学級や特別支援教室「まなびの教室」での支援方法を在籍校と検討していただきます。 |
| 17 | 入級後に通常の学級に戻ること(転学)はできますか？ |
| | 入級後に通常の学級への転学を希望する場合は、在籍校の管理職(校長・副校長)にご相談ください。なお、通常の学級に転学する場合は原則、通学区域の指定校の通常の学級となります。 |
| 18 | 退級(通常の学級への転学)後に特別支援教室「まなびの教室」を利用できますか？ |
| | 特別支援教室「まなびの教室」の指導が必要であれば就学相談にお申し込みください。あらためて、就学支援委員会で「まなびの教室」の入級について審議いたします。 |
| 19 | 新宿区以外で自閉症・情緒障害特別支援学級に通っていた児童・生徒が転入した場合は入級できますか？ |
| | 原則として、転入してすぐに入級はできません。転入する前に、早めに、教育委員会事務局教育支援課(03-3232-3074)にご相談ください。 |

学習及び指導内容等について

| | |
|----|--|
| 20 | どのような学習を行いますか？特別な学習がありますか？ |
| | 基本的に通常の学級と同様の教育課程のため、通常の学級と同じ教科書を使って学年相応の授業を行います。一部、障害特性に応じた「自立活動」に替えて実施します。 また、教科によっては、通常の学級の児童・生徒と一緒に「交流及び共同学習」として学習することを想定しています。 |
| 21 | 自立活動とは？ |
| | 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための教育活動のことです。 社会性の学習内容である「対人関係に関する内容」と「ソーシャルスキルに関する内容」に関連させながら、例えば体の動かし方や話し方、友達と仲良くする方法、自分の気持ちを落ち着かせる方法などを学びます。 |

| | |
|----|---|
| 22 | 交流及び共同学習はどのように行いますか？ |
| | 各教科や自立活動の指導で獲得した力を通常の学級との「交流及び共同学習」の中で発揮できるよう、児童・生徒の障害の状況、興味・関心、発達段階、本人の集団適応の状態を十分に考慮し、安全に活動できる内容を設定します。 |
| 23 | 異なる学年が在籍することで授業内容はどのように進みますか？ |
| | 時間割を調整し、通常の学級の授業に参加することや、授業の流れを工夫したり、複数の教員で指導したりすることで、個々に応じた指導を実施します。 |
| 24 | 行事や校外学習などはありますか？ |
| | 行事や校外学習は、通常の学級の児童・生徒と一緒に「交流及び共同学習」として行うことを想定しています。 児童・生徒の障害の状況等を考慮し、参加方法を検討します。 |
| 25 | クラブ活動や委員会活動、部活動には、どのように参加しますか？ |
| | 参加の内容は個々の状況に応じて取り組むことができます。 |
| 26 | 評価はどのように行われますか？ |
| | 学習評価は、原則として通常の学級と同様に行う予定です。 |
| 27 | 卒業後の進路はどのようになりますか？ |
| | 小学校では、一人ひとりの障害の状態や特性を踏まえ、進学先の希望に応じて就学相談を行うことを想定しています。 中学校では、自己の障害特性や、本人の進路希望等に応じた進路指導を行い、高等学校等との情報共有を行っていきます。 |
| 28 | 教職員は何人配置されますか？ |
| | 原則として、学級数に応じた教員が配置されます。 1学級(8名以内)…教員2名 2学級(16名以内)…教員3名 3学級(24名以内)…教員4名 また、必要に応じて、講師や特別支援教育介助員の配置も検討します。 |

通学等について

| | |
|----|---|
| 29 | 現在の在籍校から通うことはできますか？ |
| | 情緒固定級では特別支援学級(固定学級)に在籍することになるため、現在の在籍校に在籍したまま通うことはできません。設置校への転学が必要になります。 |
| 30 | 登下校時の送迎は必要ですか？ |
| | 小学生は、通学中の安全性等を考慮し、保護者等による送迎が必要です。送迎にあたっては徒歩又は公共交通機関をご利用ください。 中学生については、一人で通学することを想定しています。自転車での通学はできませんので、徒歩又は公共交通機関を利用ください。 |
| 31 | 一人で通学できるようになった場合も送迎は必要ですか？ |
| | 小学生は原則保護者等の送迎が必要です。 ※学年が上がり安全面で問題がないことを確認できるようであれば学校とご相談ください。 |
| 32 | 通学にかかる交通費の補助はありますか |
| | 通学交通費は就学奨励費の対象となります。入級後、学校を通じて申請することができます。 |

その他

| | |
|----|---|
| 33 | 保護者向けの説明会はありますか？ |
| | 保護者向け説明会を以下の日時に実施します。自閉症・情緒障害特別支援学級への入級を希望する場合は保護者向け説明会に参加をお願いします。参加希望の方は、区ホームページからお申し込みください。 ①6月27日(土)10時～ 教育センター大研修室 ②7月25日(土)14時～ 教育センター大研修室 ③8月29日(土)10時～ 教育センター大研修室 |